

中小企業信用保険法第2条第4項第7号の規定による 認定申請書の添付書類について

◆この認定は、次の3つの条件全てを満たしていることが必要です。※詳細裏面参照

1. 「指定金融機関」(経済産業大臣告示)からの借入金残高が、「全ての金融機関」の総借入金残高の 10%以上を占めていること。
2. 「指定金融機関」からの直近の借入金残高が、前年同期に比して 10%以上減少していること。
3. 「全ての金融機関」からの直近の総借入金残高が、前年同期に比して減少していること。

なお、融資を受ける際にはこの認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。

【必要書類等】

- 7号認定申請書(1枚)
- 7号認定要件確認資料
- 下記に該当する実在確認資料(法人、個人ともに④⑤のどちらも必須)

【法人】

④履歴事項全部証明書(最新のもの)

⑤法人税の決算書類(法人税申告書及び地方法人税申告書(各種別表)、適用額明細(必要な場合のみ)、法人事業概況説明書(または会社事業概況書)、勘定科目内訳明書、決算報告書、借入金及び支払利子の内訳書、貸借対照表)(収受印、法人税のメール詳細(電子申告の場合)等により税務署で受け付けたことが分かるもの)

【個人事業主】

④開業届(紛失の場合は税務署の再発行が必要)

⑤確定申告書 B(ある場合は青色申告決算書一式も)(収受印、所得税のメール詳細(電子申告の場合)等により税務署で受け付けたことが分かるもの)

※上記書類で市内における事業実態が確認できない場合、賃貸借契約書等も必要になります。

「指定金融機関」からの借入金残高証明書

①直近(申請日から1か月前までの期間のもの)及び

②直近の前年同期*残高証明書の基準となる日は①②は同じにしてください。

「全ての金融機関」からの総借入金残高が証明できる書類

*決算書内の「借入金及び支払利子の内訳書」に記載されている全ての金融機関(日本政策金融公庫含む)の残高証明書が必要となります。

①直近(申請日から1か月前までの期間のもの)の残高証明書及び

②直近の前年同期の残高証明書*残高証明書の基準となる日は①②は同じにしてください。

許認可証(該当する場合)

委任状(代理人が申請する場合) 1通

【認定窓口・お問い合わせ】

藤沢市藤沢 607-1 藤沢商工会館 2階

公益財団法人 湘南産業振興財団 融資担当

TEL0466(21)3813

FAX0466(25)4500

【受付時間】

午前 9時~11時 30分

午後 13時~16時 30分

◎土日祝、年末年始休み

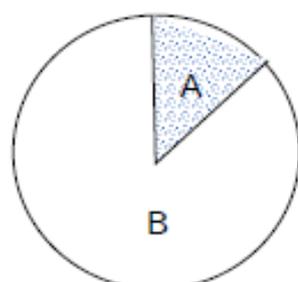
◎添付書類が不足している場合、未記入の箇所がある場合は受付できません。

◎申請書をお預かり後、認定書のお渡しは翌々営業日以降にご連絡を差し上げてのお渡しとなります。

【認定基準】 次の1～3までの条件を全て満たしていること

※A からF は申請書欄と同じ項目です。

1. 指定金融機関からの借入金残高(A)が、総借入金残高(B)の10%以上を占めている

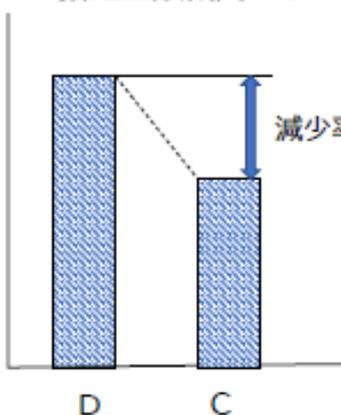


※直近(申請日から1か月前までの期間)または直近の前年同期時点のどちらでも可

A 指定金融機関からの借入金残高(10%以上)

B 総借入金残高

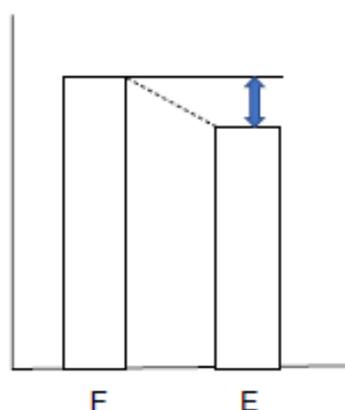
2. 指定金融機関からの借入金残高が前年同期比で10%以上減少している



C 直近の借入金残高

D 前年同期の借入金残高

3. 全ての金融機関からの総借入金残高が前年同期比で減少している



※減少率は問いません

E 直近の総借入金残高

F 前年同期の総借入金残高

複数の指定金融機関から借入金がある場合、
■「一つの指定金融機関の借入金残高」
または
■「複数の指定金融機関の借入金残高の合算」
のどちらでも可